

記載要領等**贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書****《使用目的》**

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第7号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合で、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

《記載要領等》

- 1 この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。
- 2 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。
なお、この届出書には付表1がありますので併せて提出してください。
- 3 この届出書の添付書類は『特定貸付けに関する届出書』の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 4 平成6年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成4年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。